

国際原子力機関（IAEA）との国際核物質防護諮問サービス（IPPAS）公式準備会合の結果報告

令和 5 年 10 月 4 日
原 子 力 規 制 庁

1. 趣旨

本議題は、2024 年（令和 6 年）に予定している国際原子力機関（IAEA）の国際核物質防護諮問サービス（IPPAS）ミッションの受入れにあたり、令和 5 年 9 月 21 日、22 日に実施した IAEA との公式準備会合の結果について報告する。

2. 公式準備会合における協議結果

公式準備会合には IAEA 側からは、IAEA の IPPAS 担当者 2 名及び IPPAS ミッションの際のチームリーダー予定者 1 名の計 3 名が出席し、以下の事項について協議し合意した。

[合意事項]

(1) IPPAS ミッションの日程

2024 年（令和 6 年）7 月 22 日（月）～8 月 2 日（金）

(2) IPPAS ミッションのレビュー対象範囲

第 30 回原子力規制委員会（令和 5 年 9 月 13 日）の資料 2 により IAEA 側に提示することの了承を得た IPPAS ミッションのレビュー対象範囲にモジュール 3 を含めないこととした。

[日本側からの説明]

日本として初めて核物質の輸送に係るレビューを受けることから、まずは核物質の輸送に関する規制の体系と具体的な防護措置要求の内容に焦点を当ててレビューをしていただきたい。

[IAEA の IPPAS 担当者から説明]

IPPAS ミッションのレビュー対象範囲のうち、モジュール 3 は、主として「核物質の輸送に係る事業者のセキュリティ措置」をレビューするものであり、ミッション期間中のホスト国側の説明において、輸送に係る規制要求を受けた事業者が実施する具体的な防護措置の説明が含まれない場合は、モジュール 1 のみで核物質の輸送に係る、国の規制体系等をレビューすることとなる。

(3) 施設レビュー対象施設

関西電力(株)美浜発電所

(4) IPPAS ミッション実施に係る確認事項等

IPPAS ミッション期間中に提示する機微情報の取扱い、ホスト国側のロジ支援等について合意した。

IPPAS ミッションのレビュー対象範囲 (変更後)

	各モジュールのレビュー分野		今回 IPPAS ミッションのレビュー対象範囲
モジュール1 核物質及び原子力施設についての核セキュリティ体制の国家レビュー	1-1	核物質及び原子力施設に係る、国の体制及び規制制度	対象
	1-2	核物質の輸送に係る、国の体制及び規制制度	対象
モジュール2 原子力施設のレビュー	2-1	原子力施設／原子力事業者のセキュリティ措置 ※	対象
モジュール3 輸送のレビュー	3-1	核物質の輸送に係る、国の体制及び規制制度	— ※
	3-2	核物質の輸送に係る事業者のセキュリティ措置	— *
モジュール4 放射性物質並びに関連施設及び関連事業のセキュリティのレビュー	4-1	放射性物質及びその取扱施設に係る、国の体制及び規制制度	対象
	4-2	放射性物質の輸送に係る、国の体制及び規制制度	対象
	4-3	放射性物質及びその取扱施設のセキュリティ措置	対象
	4-4	放射性物質の輸送に係る事業者のセキュリティ措置	— *
モジュール5 コンピュータ・セキュリティのレビュー	5-1	核物質及び原子力施設に係る、国の体制及び規制制度	対象
	5-2	原子力施設／原子力事業者のセキュリティ措置	対象

* 実際の輸送に係るセキュリティ活動をレビューするものであり、ミッション期間中のタイミングでの実施が見通せないことなどからレビュー対象範囲とはしない。

※ IAEA が発行する IPPAS ガイドラインを踏まえ、1-2で核物質の輸送規制の体系をレビューし、3-1で具体的な措置要求の内容がレビューされるものと理解していたが、モジュール3は、主として「核物質の輸送に係る事業者のセキュリティ措置」をレビューするものであり、ミッション期間中のホスト国側の説明において、輸送に係る規制要求を受けた事業者が実施する具体的な防護措置の説明が含まれない場合は、モジュール1のみで核物質の輸送に係る、国の規制体系等をレビューすることとなるとのIAEAからの説明を受け、修正。